

第 3 回試算について

1 試算する目的

- ・激変緩和の在り方を具体的に検討するためのほか、県及び市町村の 30 年度予算編成に活用するため試算を行う。

2 基本的な考え方

- ・第 2 回仮試算と同様に、今年度（29 年度）に国保広域化がなされたものとして、平成 29 年度予算ベースで推計する。
- ・国からの公費拡充分の一部（全国ベース約 1,700 億円の中の約 1,200 億円）及び第 2 回試算では見込んでいなかった国特別調整交付金を見込んで試算する。
- ・県分として配分される公費拡充分のうち、市町村の指標で評価される「子どもの被保険者」分は各市町村に配分し、それ以外の県分は県全体の納付金から定率で引き下げることに充てる。
- ・激変緩和は一定割合を超えたところに対応することとし、幾つかのパターンを設定して試算を行う。

3 今後の方針

- ・第 3 回試算を行い、試算結果を検証した上で、激変緩和の一定割合及び期間について検討していく。

第3回試算の概要

- 第3回試算は、公費の在り方の検討結果を踏まえ、初めて新制度を前提に実施する。追加公費（1,700億円）のうち一部（1,200億円）を含めるとともに、普通調整交付金等の交付見込額を「都道府県単位」で算定する。また、平成29年度予算ベースの文を直近の規模に近づける。（所得、医療給付費等のデータを最新のものに更新することで、規模が縮小する。）
- 今回の試算において、激変緩和を予行する。激変緩和は、保険料の伸びの上限として都道府県が定める一定割合と国が提示する一定割合の双方を活用して行う。一定割合を超過した市町村に対し、都道府県繰入金及び暫定措置（国公費）を投入して、一定割合で頭打ちとする。また、一定割合と同率で下限割合も設定して、都道府県繰入金の重点配分による激変緩和も行う。
- 都道府県及び市町村は、試算結果を活用して、 α β の設定等の納付金の算定方法や激変緩和策の在り方等について、具体的に協議・検討し、30年度予算ベースではないことの留保条件をつけつつ、合意形成を進める。また、自然増分や医療費適正化効果等について、独自に仮定を置くことによって、試算結果を30年度予算編成に活用できる。

	平成28年11月	平成29年1月	平成29年7月
	第1回試算 (仮係数)	第2回試算 (確定係数)	第3回試算 (確定係数+一部更新)
対象予算	平成29年度予算ベース (見込みのため過大)	平成29年度予算ベース	平成29年度予算ベース (実態に近い丈に縮小)
制度前提	現行制度 (市町村単位)		新制度 (都道府県単位)
追加公費	未反映	ほぼ反映(1,200億円)	
普通調整交付金	—		約300億円
暫定措置	—		約250億円
特別調整交付金	—		約100億円(子ども)
保険者努力(都道府県)	—		約200億円
保険者努力(市町村)	—		約300億円 (別途特調より200億)

	平成29年11月	平成30年1月
	第1回算定 (仮係数)	第2回算定 (確定係数)
平成30年度予算ベース		
新制度を前提 (都道府県単位)		
基本的に反映 (約1,600億円) ※結核・精神、非自発分のみ未反映		
約300億円		同左
約300億円		同左
約100億円(子ども)		同左
約500億円		同左
約300億円 (別途特調より200億)		同左

※追加公費の内訳は「WGとりまとめ案」に基づく数値を仮置きしている。また、特別高額医療費共同事業分の公費60億円も仮置き。
 ※既存の特別調整交付金についても可能な限り算定。